

連絡先
環境生活部文化振興課
担当者：中村、杉坂
電話：059-224-2176
FAX：059-224-2408

環境生活部文化振興課における公文書の紛失について

環境生活部文化振興課が所管している公文書ファイルについて、17冊の所在が確認できないことが判明し、現在まで発見に至っていません。

当該ファイルに綴られていた公文書には個人情報が含まれているものがありますが、外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

- 1 紛失した公文書ファイルの名称等（※は、個人情報を含む公文書の数）
 - ①「閲覧・複写許可」
 - 平成18年度作成・保存期間10年（その後10年延長）公文書1件
 - 平成24年度作成・保存期間10年（その後5年延長）公文書3件 ※2件
 - ②「掲載許可」
 - 平成18年度作成・保存期間10年（その後10年延長）公文書17件 ※3件
 - 平成22年度作成・保存期間10年（その後10年延長）公文書22件 ※6件
 - 平成23年度作成・保存期間10年（その後5年延長）公文書22件 ※16件
 - 平成24年度作成・保存期間10年（その後5年延長）公文書15件
 - ③「古文書調査法研修講座」
 - 平成23年度作成・保存期間10年（その後5年延長）公文書2件 ※1件
 - 平成24年度作成・保存期間10年（その後5年延長）公文書1件 ※1件
 - ④「公文書館機能WG」
 - 平成21年度作成・保存期間5年（その後13年延長）公文書6件 ※2件
 - 平成23年度作成・保存期間5年（その後10年延長）公文書1件
 - ⑤「公文書館機能整備」
 - 平成23年度作成・保存期間5年（その後10年延長）公文書4件 ※1件
 - ⑥「三重県史研究刊行」
 - 平成24年度作成・保存期間5年（その後10年延長）公文書7件 ※4件
 - ⑦「全国都道府県史協議会」
 - 平成18年度作成・保存期間10年（その後10年延長）公文書3件
 - 平成21年度作成・保存期間5年（その後13年延長）公文書2件
 - 平成24年度作成・保存期間5年（その後10年延長）公文書1件

平成 25 年度作成・保存期間 5 年（その後 10 年延長）公文書 2 件

⑧「歴史的・文化的資産保存活用ネットワーク」

平成 24 年度作成・保存期間 5 年（その後 10 年延長）公文書 8 件 ※ 1 件

2 経緯

令和 8 年 4 月中旬から 5 月下旬にかけて令和 9 年 3 月 31 日に保存期間が満了する公文書ファイル等の保管状況を確認したところ、上記ファイルの紛失が判明しました。

3 県民・業務等への影響

総合文書管理システムに登録されているデータ（起案文）を確認したところ、上記ファイルのうち 10 冊については、申請者や講座受講者、執筆者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報が含まれていると思われる公文書が合計 37 件ありますが、現時点で外部への流出及び悪用等の被害は確認されていません。

4 原因

保存期間を延長した際に、当該公文書ファイルに延長後の保存期間及び廃棄年度を記載していなかったことによる誤廃棄の可能性が高いと考えています。

5 再発防止策

今後は、公文書ファイルの保存期間を延長した場合は、公文書ファイルの保存期間・廃棄年度を訂正すること、並びに公文書の廃棄は、公文書等管理条例に基づく公文書等管理審査会の意見を聴取してからでなければ行えないことを職員に周知徹底するとともに、公文書管理の意義と重要性を改めて認識するために所属内研修を実施し、公文書の適正な管理を図ります。